

別表《平成27年厚生労働省告示第94号第31号のイ》

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの	基本調査に該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護(介護予防)事業者が判断する)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」 基本調査1-3 寝返り「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解の <u>いずれかに</u> 支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は 基本調査3-2(意思の伝達)～基本調査3-7(場所の理解) いずれか「2. できない」又は 基本調査3-8(徘徊)～基本調査4-15(話がまとまらない)のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ●昇降椅子など ●固定式・入浴用リフトなど	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
●段差解消機など	(三) 生活環境において段差解消が必要と認められる者	基本調査該当項目なし (主治医の意見を踏まえつつサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護(介護予防)事業者が判断する)
カ 自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便「4. 全介助」 基本調査2-1 移乗「4. 全介助」